

平成27年度  
「2020年東京オリンピック・パラリンピック  
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成27年6月22日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、大変お待たせいたしました。

10時となりましたので、これから評価委員会を始めさせていただきたいと思います。

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりくださいます、まことにありがとうございます。

初めに、評価委員会につきましては公開で行うことになっておりまして、このことにつきまして、一昨年12月の評価委員会で御了承いただいているということですので、公開とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、途中退席されても結構でございます。ただし、御発言等は御遠慮くださいということです。よろしく願いいたします。

では、配付資料を確認させていただきたいと存じます。

お手元の次第の中に審議資料がありますので、そちらをご覧くださいながら、後ろについている資料などもあわせて見ていただければと思います。

まず資料1、委員の名簿と兼ねました各委員の御担当の項目一覧というものがついてございます。

続いて、資料2と3がオリンピックスタジアムになっておりまして、まず資料2-1、生物・生態系の審議資料。

資料2-2が生活環境。

資料2-3がアメニティ・文化。

資料2-4が温室効果ガス。

資料2-5が土地利用ということになってございます。

続きまして、資料3、総括審議資料をつけさせていただいています。

続いて、資料4-1から先が、武蔵野の森総合スポーツ施設になります。

4-1が生態系。

4-2がアメニティ・文化。

4-3が温室効果ガス。

4-4が土地利用。

資料5が総括審議資料ということでついてございます。

その後ろに、参考資料ということで「環境影響評価項目について」というものが、オリンピックスタジアムと武蔵野の森総合スポーツ施設、それぞれについて参考資料1、参考資料2

とついでございます。

6月12日にいらっしゃらなかった委員の方は、多分こちらをご覧になるのは初めてになるかと思うのですが、3月25日にこのオリンピックスタジアムと武蔵野の森総合スポーツ施設の評価書案について意見聴取を行った際に、委員の先生から項目別に例えばスタジアムですとスタジアムでどの項目を審議するのかということが分かりづらいという御意見がありましたので、それを受けて整理をし直したものであるということになってございます。

詳細については、前回オリンピック・パラリンピック準備局から説明をいたしましたので、本日は割愛させていただきたいと思っておりますので御了承ください。

資料の確認は以上でございます。

柳会長、引き続き進行のほう、よろしく願いいたします。

○柳会長 分かりました。

皆さん、おはようございます。

ただいまから「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

本日は、会議次第にありますとおりオリンピックスタジアムと武蔵野の森総合スポーツ施設、環境影響評価書案の項目別審議及び総括審議を行います。

議事に従いまして、進行をさせていただきたいと思っております。

オリンピックスタジアムの項目別審議です。

資料1を見ていただきますと、項目一覧がございますが、項目は大項目2つと中項目12項目、小項目35項目に分かれております。

本日は、前回6月12日に項目別審議で審議されなかった中項目5項目、小項目12項目について審議をいたしたいと思っております。

では、中項目ごとに審議を行います。初めに大項目分類の「環境」項目における中項目「生態系」の小項目「生物の生育・生息基盤」「水循環」「生物・生態系」「緑」についての審議を行います。

この項目につきましては、興水委員に検討をお願いしております。

「生物の生育・生息基盤」「水循環」「生物・生態系」「緑」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 生態系の小項目4つについて読み上げさせていただきます。資料2-1をご覧ください。

まず初めに【生物の生育・生息基盤】から2点でございます。

1 地上部及び人工地盤の植栽計画を明らかにするとともに、人工地盤の下部空間についても分かりやすく図示すること。

【生物の生育・生息基盤】

2 周辺のまとまった緑との連携を図った植栽を施す計画としていることから、生物の生育・生息基盤の観点において、どのような連携を図るのか具体的に示すこと。

次に【水循環】でございます。

3 地下水位の変動について、必要に応じて地下水位のモニタリングを実施する計画をしていることから、フォローアップ調査等により状況を報告すること。

同じく【水循環】です。

4 敷地の大部分が人工地盤等で覆われることから、地下水涵養能が維持されるよう雨水浸透施設の適切な配置と管理を行い、より一層の地下水涵養に努めること。

次に【生物・生態系】です。

5 計画地及びその周辺で注目される種が確認されていることから、フォローアップ調査等において、事業の実施に伴う影響を周辺の状況も含めて確認し、必要に応じて一層の環境保全措置を講じること。

続いて【生物・生態系】の2点目でございます。

6 植栽後の樹木の状況、維持管理の実施状況について確認し、必要に応じて適切な追加対策を講じる計画としているが、計画地内における緑全体の維持管理の方法についても具体的に記述すること。

続いて、7、8、9番が【緑】でございます。

7 緑に囲まれたポケットパークを設置する計画としていることから、ポケットパークの位置及び樹種について具体的に記述し、図示すること。

8 既存樹をオリンピックスタジアムの緑化樹として活用するとともに、新たに植栽する樹種は明治神宮内外苑に多く見られる在来種を中心とした植栽計画としていることから、その内容を移植計画とあわせて具体的に示すこと。

9 植栽計画を拡充する計画としていることから、この計画について明らかにするとともに必要に応じて予測・評価すること。

この9番につきましては、アメニティ・文化の景観の項目と共通でございます。

失礼しました。以上9点でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

興水委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することはございますでしょうか。

○興水委員 生態系につきましては、以上の9点に関して意見を申し上げました。いずれも共通する基盤といいましょうか、背景となる考え方は、このスタジアムの建設地が御承知のように明治神宮外苑という東京都の中では重要な意味を持つ緑地環境になっているのです。その緑地環境がこのスタジアムの建設によって、環境の持っている質あるいは生態的なクオリティーが劣化しないようにという観点から、ここに掲げている9項目の意見が出てきたと御理解をいただければと思います。

個別の意見はここに書いてあるとおりなので、もう少し背景について申し上げますと、御承知のようにこのスタジアムが建設される場所は明治神宮外苑でございます。

この外苑は、明治天皇がお亡くなりになったときに内苑と外苑がつけられたわけですが、その当時つけられた施設として今日まで残っている都内では大変貴重な緑となっている場所でございます。

この外苑のほうは、明治天皇が青少年のスポーツ振興、青少年の体力をどう健全に維持するかというお考えからつけられた運動施設でございまして、陸上競技場、野球場、その他関連するフィールドというものがつけられているわけでございます。これがそうしてつけられてきたわけで、さまざまな形で利用されてまいりました。

外苑そのものは関東大震災で工事が少しおくれたのですけれども、太平洋戦争で少し傷みました。緑も減少いたしました。その後1964年の東京オリンピックのときに少し強化したわけですが、まだその当時はそれほど緑が多くなかった。その当時の写真を見ても、そんなに樹木が大きいわけではありませんでした。しかし、その後50年たちまして、大変立派な樹木が育ち、大変立派な緑、大変立派な生態系というものが成立したということでございます。

したがって、今回のオリンピックスタジアムの建設に伴って、成立した緑、生態系が劣化しないようにという観点から、ここに掲げている9項目について、細部にわたりますけれども、意見を申し上げたというのが全体の背景でございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

特段の御意見がないようですので、「生物の生育・生息基盤」「水循環」「生物・生態系」

「緑」につきましては、ただいま御指摘の9点の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に「生活環境」ですが、小項目の「騒音・振動」についての審議を行います。

この項目につきましては、山本委員に検討をお願いしております。

「騒音・振動」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 「生活環境」のうち「騒音・振動」について御説明いたします。資料は2-2でございます。

【騒音・振動】につきましては、3点ございます。

1 現地調査結果の詳細、建設機械の稼働台数、工事中交通量等の数値、予測式の詳細等、予測の基礎となる条件、算出過程等を明らかにすること。

こちらは主要環境の大気等と共通の項目となっております。

2 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、建設作業における騒音のより一層の低減に努めること。

3 建設機械の稼働に伴う建設作業振動は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍の住宅の構造によっては建屋増幅があることも懸念されるため、必要に応じて、より一層の環境保全措置を検討すること。

以上、3点でございます。

○柳会長 山本委員、ただいまの説明につきまして、何か補足はございますでしょうか。

○山本委員 山本です。

1番につきましては、大気等と同じということで、省略させていただきます。

2番につきましては騒音、3番については振動ということで説明させていただきます。

まず2番目につきましては、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音のこととございまして、建設作業騒音というのは環境省の調査結果などでも最も苦情の多い騒音に挙げられているわけですが、今回の予測評価という件では、敷地境界上1.2mで勧告基準を下回るとしております。

これはこれで結構ですが、周辺にはたくさんの住宅、教育施設等が並んでおりまして、周辺地域の騒音として見た場合には、例えば2階以上の高さから工事現場が直接見おろせるということも考えられますし、教育の場としての騒音の影響も十分考えられるということがありますので、そういった周辺地域の環境に対する騒音の配慮が十分必要であるということをお

めて、このような「一層の低減に努めること」と書かせていただいております。

さらに加えて、その地域の東側というのは緑の多い神宮外苑でして、ここを散策する人々が多いということ、聖徳記念絵画館や建国記念文庫を訪れる人々も多いということですので、その人たちにとっても静穏で安らぎのある環境を提供することに努めていただきたいという気持ちでございます。

そのために、事業者は実行可能な範囲で騒音の低減に努めていただくと同時に、周辺地域への十分な説明とか苦情の窓口などを設けるような対応を十分とっていただきたいということをご2番の意見に込めております。

3番目は、建設作業振動のお話です。こちら敷地境界上での建設作業振動については勧告基準を下回るようになっており、これはこれで結構なわけですけれども、数字がちょっと大き目で、周辺を見ますと、仮にその建物の構造によれば建物増幅ということも十分考えられます。建物振動の増幅によって生活の場で振動に対する悩ましさというのも予想されますので、そういったものを回避するという意味で、この建設作業振動についても十分な環境保全措置を検討していただきたいということでございます。

以上、3点指摘とさせていただきます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 気になったのは、超低周波空気振動は勧告基準には入っていなかったのではなかったかと思うのですけれども、超低周波空気振動も注意しなければいけないのではないかと思います。

○柳会長 山本委員、いかがでしょうか。

○山本委員 超低周波音というのは、最近ではいろいろな場所で問題になっていまして、工場、事業場であったり、そういうところの空調設備とか、モーターファンとか、そういったところでよく苦情の対象になっています。ただ、超低周波音というのは耳に聞こえなくて機械だけが感じるというものなのですけれども、自然由来の超低周波音も非常に多くて、人に対する影響があるかどうかというエビデンスがまだないということもありますし、通常の建設工事ですとコンプレッサーとかそういうものから出てくる可能性があるかもしれません。

そういう可能性はあるのですけれども、規模によっては予測する必要もあるかと思いますが、私は超低周波音よりも通常の建設作業騒音のほうがもっと感覚的にもいろいろな意味で

問題になると思っていますので、こちらを挙げさせていただいています。

多分、超低周波音が問題になるとなると、それなりの特別な機械が必要になると思うのですが、今のアセスではそこまで細かな情報がないということですので、そこまで触れることはできませんでした。

○柳会長 ありがとうございます。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 参考までですけれども、今、順天堂大学御茶ノ水キャンパスは建てかえをしまして、コーナーに騒音計と振動計を設置しているのですが、騒音はしょっちゅう変わります。振動も変わりますけれども、振動は大体40dbです。だけれども、そこでも超低周波ははかっていません。ただ、現実の問題として、各自治体の公害苦情受付には幾つかの苦情が来ているということは聞いています。

○柳会長 ありがとうございます。

○山本委員 風力発電とか最近超低周波音というのが問題になっているのですが、専門家はかかってみると、いわゆる超低周波音という聞こえないレベルの物理的な振動が人体に影響を及ぼしている、あるいはそれを感じてどうのというのは、そのエビデンスがないのです。

それで、住民の方が訴えられている低周波音、超低周波音とおっしゃっているのは聞くことのできる低音のことをおっしゃっているわけで、実は低周波音の分類に入らない。環境省は低周波音の定義をして、100Hz以下というものを分類しているのですが、多分、住民の方が低周波音が問題だとおっしゃっているのは聞こえる範囲の低音ということで、これは騒音に分類されるものだと考えています。ですから、もし超低周波音あるいは低周波音が問題ということであれば、それ相応の機械、機材が存在すれば、それは当然評価項目に挙げることになるかと思います。

例えば先ほども言いましたけれども、空調、コンプレッサーとか、しかも規模の大きいもの。ここでは関係ありませんけれども、ダムの放流であるとか、発破であるとか、かなり特殊な工事を行う場合には多分問題にしなければならない項目だと思います。

千葉先生が今、おっしゃった大学の建てかえのところの超低周波音というのはあるかもしれないのですが、それに相当する機材をちゃんと使っていれば評価しないといけないということですか。

もうちょっと言うと、超低周波音というのは非常にはかるのが難しい。これは風雑音と超低周波音の区別がなかなかつかないのです。風雑音というのは秒速2、3mで移動していく気圧



の変化なのですが、超低周波音は音速、340mで非常に速く伝わる媒質の振動ですので、本当は全然違うものなのだけれども、計測器ではかられるものはその区別がつかないということで、これについてもし問題になるようであれば専門家の方に十分な検討をしていただく、調べていただく必要があると思います。ただ、ここではそこまで言及は今はできないかと思うので、述べておりません。

○柳会長 千葉委員、よろしいでしょうか。

○千葉委員 はい。

○柳会長 先ほど、山本委員のお話だと、自然由来の超低周波音というのは、今、御説明のあったような風雑音に類するものなののでしょうか。

○山本委員 違います。

○柳会長 そうではないのですね。発生源は特定できないのですか。

○山本委員 できます。自然由来の超低周波音というのは、竜巻であるとか台風であるとか、そういう自然現象の中で大きな渦を伴うものであったり、あるいは火山の噴火、そういうものがあります。

そのほかに、自然由来でない超低周波音というのは核実験です。地中で核実験をすると本当にゆっくりとした気圧の変化が出てくるのですけれども、それが超低周波音として観測される。ということで、自然由来のものとそういった特殊な実験のものについては超低周波音というものがあるのですけれども、我々の生活環境の中で出てくる超低周波音というのは余りなくて、むしろ聞こえる範囲の低音の騒音だと考えていただいたほうが良いと思いますので、その辺は騒音の中で評価しています。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「騒音・振動」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

続いて「アメニティ・文化」のうち、小項目の「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」について審議を行います。

この項目は興水委員に検討をお願いしております。

「自然との触れ合い活動の場」と「歩行者空間の快適性」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 「アメニティ・文化」の項目のうち「自然との触れ

合い活動の場」「歩行者空間の快適性」について、全部で3点ございます。資料は2-3でございます。

まず【自然との触れ合い活動の場】でございます。

1 周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路が充実するとしていることから、新たに整備される緑の回廊について図示するとともに、この利用経路について、計画地内の動線計画も含めて明らかにすること。

続いて【歩行者空間の快適性】でございます。

2 暑さ指数（WBGT）について、予測条件及び算出過程を明らかにすること。

3 日影のない直射日光下では熱中症が全ての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルになると予測されていることから、歩行者空間の暑さ対策により一層努めること。

以上3点でございます。

○柳会長 興水委員、ただいまの説明につきまして、何か補足はございますでしょうか。

○興水委員 自然との触れ合い活動の場については、これも先ほどこの場所がどういう場所であるかということの背景をお話いたしましたけれども、それと関連をいたします。

この課題はオリンピックスタジアムの改築といたしまししょうか、新築といたしまししょうか、そういう計画課題になっているわけですがけれども、実は公表されているその他の情報によりますと、他の運動施設もいずれ改築されるという情報が発表されております。そういうことからいたしますと、先ほどお話をいたしましたように、この場所は明治神宮外苑として都内の大事な緑地環境になっているということから考え、さらにこの場所が都民のレクリエーション活動の場としても大変活発に利用されている、活用されているということになりますと、実はここはこの計画はオリンピックスタジアムの建設計画にとどまらず、実は明治神宮外苑の大改造計画になっているわけです。

そう見てみますと、ここに書かれている自然との触れ合い活動の場についても、利用経路が充実するということとしておりますけれども、具体的に利用経路について、あるいは計画地内の動線計画も含めて可能な限り明らかにして、それがどのようなことになるかということを示してくださいという意見を申し上げたわけでございます。

歩行者空間の快適性については、1番目の暑さ指数（WBGT）とありますけれども、これは御承知のように、黒く塗った球の中に入れた温度計、あるいは湿度をはかる、普通の温度をはかる、そういう温度に関する情報からそれを計算して暑さ指数というものを出すわけですが、それがまだ建設される前のこの計画段階でどこまで予測できるのかということに関しては、

この評価書案では明らかにされておられません。したがって、これをもっと明らかにしていただかないと判断できないので「予測条件及び算出過程を明らかにすること」という意見をつけました。

2番目の歩行者空間の快適性の3でありますけれども、御承知のように、このスタジアムの計画設計案の立案者は非常に乾燥地域で活動されてきた方でありますので、そうしたことの影響があったのかなかったのか分かりませんが、そういう意味では、ここに書かれているように、全く緑陰のないそういう場所で真夏に開かれるオリンピック競技の中では、アスリートも含めて観客も含めて、大変暑さに対する対策というものをしっかり考えておかないと、熱中症のおそれというものが予測されるわけであります。

これについても予測は大変難しいわけでありますけれども、類似の施設で韓国のソウルの中心街にアートセンターという同じ設計者がつくられた施設があります。これについても日本のいろいろな方が見ておられますけれども、非常に乾いた空間になっておりまして、金属でつくられた構造物が大変熱い熱を反射しているということから考えますと、この新しいオリンピックスタジアムも夏に関しては大変乾いた暑い空間になるということが当然予測されるということからして、歩行者空間の暑さ対策というものをさらに一層努めておかないとこれは大変なことになるということで、この意見をつけたということでございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 今の輿水先生の御指摘の最後の部分ですけれども、これはオリンピックスタジアムそのものというよりは、これもこういう指摘があるのだと思いますが、後ほど多分競技ごとの実施の段階でのその評価をしなければいけない。そのときにも同じことが言えるのかと思いましたので、一言だけコメントさせていただきます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 環境省が暑さ指数に対して31℃以上になったらやめなさいとか、1時間以内にしなさいとか、そういう勧告を出していますけれども、もしそういう値以上になってしまったらどうするのでしょうか。

それは運営のほうで考えればいいことかもしれませんが、何か31℃を超えるような気がするのです。

○柳会長 評価書案の336ページのところに今、御指摘の日常生活に関する指針で、31℃以上は危険になっているところの話だと思います。興水委員、いかがでしょうか。

○興水委員 これはそのときのもちろん気象条件によるわけでありまして、今からなりますということははっきり言えるかどうかは、どういう夏になるかということはそのときになってみないと分からない、予測できないわけですが、通常の夏の気象条件であれば31℃以上になることは十分考えられますし予測されます。はっきり言って、通常の平均的な夏の気温であれば31℃以上になるでしょう。

○柳会長 ということで、そのときに競技をやめるわけにはいかない。1964年時代は10月に行ったので、そういう心配はなかったわけですが、今回は夏にやるということがちょっとあれなのですが、いかがでしょうか。

ほかの委員、何かこの点について補足はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 先ほどの私のコメントとも重なるのですが、競技の実施に当たってこの対策をどうするかということを書き込んでいただくことが必要なのではないかと。それが適切かどうかということは、またそこで評価をさせていただくということになるのではないかと思います。

○柳会長 そうすることで、よろしいでしょうか。

野部委員、どうぞ。

○野部委員 温室効果ガスのところにちょっと記載があるのですが、観客に対しては空調を行うみたいなことが書いてありまして、アスリートに対しての対策というのは特に明記していないのですが、部分的にやるみたいな空調を考えているみたいなので、何かそういうミチゲーションはあるのかという感じはしております。

○柳会長 事務局で、ただいまのアスリートについてのものに何か補足はございますか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 中杉委員からお話いただいたとおりでして、大会開催中の対策については今回含まれていなくて、というのも、まだ対策が固まっていないからというのがあるのですが、その段階で対策とあわせて恐らくまた暑さに対する評価というものがなされると思うので、そこでもう一度御議論いただければと思うのですが、例えばマラソンですと早い時間帯にやるとか、そういう工夫もなされてありまして、暑さとい

うのはIOCとしても気にしているところということで、競技時間の設定で調整をしたりですとか、あるいは何かしらの設備的な対策で暑さの緩和を行うですとか、それは選手であったりあるいは観客も含めてなのですけれども、何かしらの対策は検討はしているというところがございますので、その辺が出そろってからまた改めて御審議いただければと、このように考えてございます。

○柳会長 ということですので、競技について、それから全体計画についてはまた別途検討するということですので、そのときにまた指摘していただくということでもよろしいでしょうか。

それでは、「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

続いて、「温室効果ガス」の小項目の「温室効果ガス」と「エネルギー」について審議を行います。この項目は野部委員に検討をしていただいております。

「温室効果ガス」と「エネルギー」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは「温室効果ガス」の項目でございます。こちらは小項目で「温室効果ガス」「エネルギー」の2項目になってございます。資料は2-4でございます。全部で3点ございます。読み上げます。

#### 【温室効果ガス、エネルギー共通】

1 施設等の持続的稼働における温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量については、新たな「エネルギー基本計画」（平成26年4月閣議決定）において新築建築物の省エネルギー化に関する方針が示されたことから、この趣旨に鑑み、さらなる削減に努めること。

2、こちらも【温室効果ガス、エネルギー共通】でございます。

2 施設等の持続的稼働に伴う予測においては、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の算出過程等を明らかにすること。

#### 続いて【温室効果ガス】

3 工事の実施に当たっては、低炭素型建設機械の導入を検討する等、より一層の温室効果ガスの排出抑制に努めること。

以上3点でございます。

○柳会長 ただいまの説明につきまして、野部委員、何か補足はございますでしょうか。

○野部委員 若干補足させていただきます。3点指摘させていただきましたが、項目の2番目と3番目はほかのアセスでも申し上げていることで、1番目について少し補足を申し上げたい

と思います。

こちらは2行目に「エネルギー基本計画」というものがありますけれども、これは昨年4月に閣議決定されたもので、これはエネルギーの戦略の骨格みたいなものを示すものだとして認識しております。ここでは、2020年に新築の公共建築物、このスタジアムも公共建築物だと思いますが、その平均でゼロ・エネルギー・ビル化をしろという文言が明記されています。

この建物は2019年に恐らく竣工ということで、少しそれよりも前なのですが、持続的稼働というところでもアセスの対象になっておりますので、当然これはオリンピックのフラッグシップとしてそういう視点で見られる可能性があるということで、この趣旨を鑑み、さらなる削減をお願いしたいという趣旨でございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかの委員はいかがでしょう。何か御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特段の御意見がないようですので、温室効果ガスとエネルギーにつきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

引き続きまして、大項目分類の「社会・経済」項目の審議を行います。

この「社会・経済」項目のうち、中項目「土地利用」の小項目「土地利用」「地域分断」「移転」についてですが、この項目は興水委員に検討をお願いしております。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 項目「土地利用」でございます。

小項目で「土地利用」「地域分断」「移転」の3つがございます。資料2-5をご覧ください。それぞれ小項目ごとに1つずつ意見がついてございます。読み上げさせていただきます。

#### 【土地利用】

1 事業の実施に伴い計画地の土地利用は、全てスポーツ・興業施設となることから、現況と将来の土地利用状況の変化について具体的に図示すること。

#### 【地域分断】

2 南側の道路（特別区道43-660及び特別区道43-680）の消失する代償として、歩道状空地の設置が予定されていることから、計画地内の歩行者動線の詳細を歩道状空地へのアクセスを含め明らかにすること。

#### 【移転】

3 計画地内の事務所等が隣接地へ移転する計画であることから、現況と移転先を分かりやすく図示すること。

以上、3点でございます。

○柳会長 ただいまの説明につきまして、興水委員、何か補足はございますでしょうか。

○興水委員 土地利用の1番、移転の3番の項目ですが、この2つは先ほど来から申し上げておりますように、この事業が明治神宮外苑の恐らく大改造計画になっているのだという前提で見ますと、特に土地利用に関しては将来の土地利用との関連性も見ておかないと、これらの施設がどういう意味を持ってくるのか、どういう影響を与えるのか、どういう意味で社会的な環境に影響を及ぼすのかということが見えてまいりませんので、全体像を見ながら記述してくださいという指摘であります。

移転についても、これも今ある施設が移転をさせられる、この場所についても具体的に移転先を明らかにして、その意味、影響についても記述してください、予測してくださいということの指摘であります。

真ん中の地域分断の2は、これは現地視察のときにお歩きいただいたように、スタジアムの国立競技場の南側の部分の道がなくなってしまうということに対して、アクセスあるいは動線が消失するわけです。その上に人工地盤がかぶるということになっておりまして、このアクセスの評価書案ではこの人工地盤の上の広場を歩くことができるので余り大きな影響はないだろうというようなニュアンスで書かれております。ところが、その人工地盤に乗るところのアクセスが1カ所は明示されておりますが、それ以外については余りなさそうな感じなので、この道路が消失する代償として、果たして歩道状空地の利用がどの程度可能なのか、あるいは地域分断をどの程度防いでくれるのかということに関しての明確な内容が読み取れないので、そのあたりを明らかにしてくださいという指摘でございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特段の御意見がないようですので、この「土地利用」「地域分断」「移転」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

以上をもちまして、オリンピックスタジアムの項目別審議については終わりますけれども、よろしいでしょうか。

本案件の項目別審議はこれで終了いたしましたので、引き続き総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 資料3をご覧ください。

オリンピックスタジアムにかかわる評価書案についての評価委員会意見の案となるものでございまして、6月12日に御審議いただいた項目と、本日御審議いただいた項目を取りまとめたものになってございます。長いのですけれども、読み上げさせていただきますので、御確認いただきたいと思います。

なお、2番の項目別事項のところでございますが、本日項目別審議、ただいま行ったところにつきましては、全く同じになってございますので、読み上げは割愛させていただきますので、御了承ください。

頭から読ませていただきます。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会オリンピックスタジアム実施段階環境影響評価書案について（意見）」

#### 第1 審議経過

本評価委員会では、平成27年3月25日に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会オリンピックスタジアム実施段階環境影響評価書案」（以下「評価書案」という。）について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は一番後ろについているのですけれども、続けて読ませていただきます。

#### 第2 審議結果

評価書案は、おおむね「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

##### 1 総括的事項

オリンピックスタジアムは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリンピック・パラリンピック競技大会」という。）の開会式と閉会式が行われるとともに陸上競技等の開催が予定されているオリンピック・パラリンピック競技大会の中心的な施設であり、開催後はオリンピック・パラリンピックレガシーとして広く活用されることが期待されていることから、より一層の環境配慮に努めるべきである。



なお、オリンピックスタジアムは、現時点においても事業計画について様々な検討がなされていることから、今後、計画変更の内容が明らかになった場合に、必要に応じて再度予測評価を行う等、適切に対処されたい。

また、本評価書案がより一層分かりやすいものとなるよう、現地調査結果の詳細、予測の基礎となる条件、算出過程等、基礎情報について整理されたい。

## 2 項目別事項

### (1) 【主要環境（大気等、土壌）】

（大気等）

① 現地調査結果の詳細、建設機械の稼働台数、工事中交通量等の数値、予測式の詳細等、予測の基礎となる条件、算出過程等を明らかにすること。

[生活環境（騒音・振動）共通]

② 建設機械の稼働に伴う排出ガスは環境基準を下回るとしているが、寄与率の大きい上に、計画地近傍には多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に努めること。

（土壌）

土壌汚染が確認されている形質変更時要届出区域は土壌汚染対策を講じるとしている。しかし、汚染区域は計画地に散在していることから、今後、工事中に土壌汚染が新たに確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じること。

(2) につきましては、割愛させていただきます。続いて、

### (3) 【生活環境（騒音・振動、日影）】

（騒音・振動）については割愛させていただきます。

（日影）

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等に日影線がかかることから、天空写真を用いて日影時間の変化について具体的に示すとともに、冬至日以外の日の日影についても予測・評価すること。

(4) 【アメニティ・文化（景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】

（景観）

① 色彩計画の検討に当たっては、国指定重要文化財である聖徳記念絵画館との調和に

配慮すること。

② 大きな壁面構成を避け、フレームによる構成とする等、通りを歩く人や周辺の街並みに配慮した計画としていることから、図などを用いて具体的に示すこと。

③ 植栽計画を拡充する計画としていることから、この計画について明らかにするとともに必要に応じて予測・評価すること。

[生態系（緑）共通]

（史跡・文化財）

新宿区指定天然記念物のシイの生育地が改変されることから、移植に当たっては、環境変化の影響が小さくなるよう十分配慮するとともに、管理計画を定めて適切に管理すること。

（自然との触れ合い活動の場）（歩行者空間の快適性）については割愛いたします。

続いて、

（5）【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】

（水利用）

現計画においても雨水利用や中水利用を計画しているが、「雨水の利用の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、今後更なる雨水の利用を推進するよう努めること。

（廃棄物）

① 施設の建設に伴う建設発生土及び建設汚泥の排出量の予測において、これらの算出過程を明らかにすること。

また、建設汚泥は産業廃棄物として適正処理するとしているが、予測において目標とする再資源化率を90%としていることから、これらの関係を整理して記述すること。

② 建設廃棄物の排出量について、廃棄物の種類ごとに再資源化率を設定すること。

また、木材系型枠材の使用量を低減する計画としていることから、計画に基づいた木くずの排出量を予測すること。

③ 設備等の持続的稼働における廃棄物の予測結果について、廃棄物の種類ごとに、排出量、再資源化量及び再資源化率を分かりやすく記述すること。

また、目標とする再資源化率を既存施設の実績から49%と設定しているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーの象徴となる重要な施設であることから、より高い目標値を検討すること。

（エコマテリアル）

建設工事に関するエコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

(6) 温室効果ガスにつきましては、割愛させていただきます。続いて (7) 土地利用につきましても説明は割愛させていただきます。

(8) 【安全・衛生・安心（安全、消防・防災）】

（安全）

当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーの象徴となる重要な施設であることから、高齢者や障害者を含むすべての人が安全かつ円滑に施設を利用できるよう、より一層努めること。

（消防・防災）

当該施設は大規模スポーツ施設であることから、避難経路について図などを用いて具体的に示すこと。

(9) 【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】

（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通）

計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する等、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

付表の審議経過については、読み上げを割愛させていただきます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 つい最近、外国人と話す機会がありまして、その外国人が放射線はどうなっているのかと。オリンピックは5年先ですから、そのときには問題ないと思うのですが、地図で見ると福島と東京はほとんど同じ点の上にあるので、距離がそんなに離れていない、それで放射能がかなり高いのではないかと聞かれたので、東京の放射線量は通常と同じとか、どこかに書いておく必要があるのかという気がしました。

○柳会長 ありがとうございます。

この点、いかがでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 東京都は市町村除染といたしますか、市町村が除染をするレベルというものを環境省が決めていまして、そこに該当するところは各市町村、都道府県ごとに除染の対策をやることになっていきますけれども、東京都は除染をする場所がなかったということになりますから、どこかに記載するにしても個々の施設ごとに記載するということになるかと非常に煩雑になりますし、全体して何かを書くときには一言入れておく必要があると思いますが、今回のところには入れる必要は必ずしもないと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 千葉委員の放射能の関係について、細かいところを担当から説明させます。

放射能についても、渋谷区がそれほど直近のものは放射能のレベルが下がったのでというのでとってなくて、若干古いデータというのもあるのですけれども、なるべく新しいもので放射線量をはかったものがございますので、その説明をさせます。

○オリンピック・パラリンピック準備局 評価書案の67ページをご覧くださいと思います。

67ページでは「大気等」というところで、空間放射線量について調べた結果を記載させていただいております、自治体さんが行っている空間放射線量について調べているものになりますが、いずれも評価基準を達成しているという結果が得られていることを確認してございます。

もう一点、今度は「土壌」の項目になりまして、評価書案の140ページになります。土壌の線量についても同じく自治体の実施されている調査結果について確認してございます。

評価書案に関しての記載は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

放射線量については今、指摘があったように大気と土壌について、調査の結果については記載がある。ただ、特段指摘するようなことが今のこの図書では見られないので、今回は特に意見として挙げていないということなのだろうと思いますが、全体計画のときや競技のとき、心配の方もおられると思いますので、またこの点では検討していただいて、指摘すべきことがあれば指摘をするということになるかと思いますが、そういうような整理でよろしいでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 東京都の放射線の値は、百人町の元東京都衛生研究所と言っていた今は長い名前になりましたけれども、その値が一時上がりましたが、また正常になっているので、個々というよりも東京都の値ということで正常化しているということではないかと思えます。

○柳会長 事務局、どうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 先ほど会長がおっしゃられたように、基本的には大会の開催中の観客ですとか旅行者ですとか競技者なりの、例えば吸う空気ですとかあるいは飲む水みたいなものについてのいわゆる放射線の問題がないことの確認をすることというのは大事なことだと思いますので、そちらは恐らく全体計画がなじみがいいかと思うのですけれども、その中でまさに千葉委員が御担当の飲み水なども含めて問題ないことのデータを示していければいいかと、このように考えてございます。

○柳会長 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 結論についてはそれで結構だと思います。

これは今、御説明を受けたので気になったのですが、大気と土壌についてということですが、これは同じことを言っているのですね。土壌からの放射線量ではなくて、空間放射線量が幾らかということで、これは大気か土壌かという話ではないので、両方記載するというのは、少し別なものをはかっているように一見見えるけれども、実際にはそうではない。ここら辺のところを工夫をしてもらったほうがいいと思います。

○柳会長 具体的には何か、土壌のところでも中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 これでもいいと言えはいいのですけれども、実際には両方同じものを見ているので、別なものを見て土壌だけとって土壌の中という話でもないものですから、この辺のところは誤解があるといけないと感じたものですから、どう整理をしたらいいのかは難しいですが、空間の放射線量が幾らかということで整理をしているので、どこかの項目に入れなければいけないという話ならば、大気のほうに入れておけばいいのではないのでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 会長、済みません。事務局から説明させます。

○柳会長 事務局、どうぞ。

○オリンピック・パラリンピック準備局 説明を補足させていただきます。

土壌のほう、140ページになりますが、こちらは空間放射線量も測定はしているのですが、土壌中の放射能濃度といたしまして、ヨウ素、セシウム134、セシウム137の濃度についても

記載させていただいております。少し補足させていただきます。

○柳会長 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 そういう意味では、評価基準というのがこれは空間放射線量の評価基準であって、それに対して「○」「○」「○」と書いてあるのはおかしい記載になります。土壌については基準というのは今、日本でつくっていません。ですから、これは表現が評価基準を0.23というのは空間放射線量に対する基準であって、それに対して評価基準を達成している達成していないという話ではないということなので、そういう意味では誤解を招く。

だから、確かに放射能濃度というのもおかしくて、放射性物質の濃度であるということで、これについては水については幾らというのを決めてはいますが、土壌についてはどのぐらいかというのは必ずしも決めていません。

○柳会長 今、中杉委員の指摘されたところは「土壌」のところの140ページの表9.2-5というところの記載ぶりでしょうか。それを少し訂正する必要があるのではないかと御指摘でしょうか。

○中杉委員 具体的に言うと、土壌の濃度、ヨウ素とかセシウムだとかの濃度が入っていますけれども、実際には空間放射線量の評価基準なのです。空間放射線量で見たときに、どこも達成しているという評価なので、前と同じであるということになるのです。

だから、ここら辺のところは難しいですけれども、実際に評価基準がつけられていないので、それがいいのかどうかというのは少し説明を入れておく必要があるかと思います。

○柳会長 事務局、どうぞ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 中杉委員のおっしゃられているように、大気、いわゆる土壌と言いつつも地上1mの空間放射線量をはかったということで、土壌と空間、空気との分けというものが未整理なところがございますので、データとしてはそれほど実害がない数字ということになっているのですけれども、未整理の部分があつて分かりづらい、あるいは項目上「大気」に載せたほうが良いということがもしかしたらあるかもしれませんので、今後の資料の整理の中でもう少し分かりやすい表現にしていきたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

その点につきましては、環境影響評価書をつくられるときに十分配慮していただければと思います。そういう整理でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がほかにないようですので、ただいま事務局が朗読した案文のとおり、本委員

会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

事務局で、意見書のかがみを配付してください。

それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今、配付いただいたものをもとに読み上げさせていただきます。

27東環評第1号

平成27年6月22日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会オリンピックスタジアム実施段階環境影響評価書案について（意見）

平成27年3月25日付26環都環第676号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙については今、読み上げた資料3の（案）を取ったものになります。

以上でございます。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、評価委員会意見を東京都環境局長に提出することといたします。

次に、武蔵野の森総合スポーツ施設実施段階環境影響評価書案に係る項目別審議に移ります。

会議次第にごございますとおり、本日の審議は前回の項目別審議で審議されなかった中項目4項目のうち、小項目9項目について審議いたします。

項目別の審議に入ります。

大項目分類の「環境」の中項目「生態系」のうち、小項目の「生物の生育・生息基盤」「水循環」「生物・生態系」「緑」につきましては、興水委員に検討をお願いいたしております。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 「生態系」「生物の生育・生息基盤」「水循環」「生物・生態系」「緑」について読み上げさせていただきます。

資料4-1をご覧ください。

全部で5点ございます。

#### 【生物の生育・生息基盤】

1 地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽し、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としていることから、この植栽計画について明らかにすること。

また、隣接する緑地等の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が形成されることとしていることから、隣接する緑地等との関係についても具体的に説明すること。

続いて、

2 人工地盤植栽を行うことから、生物の生育・生息基盤が維持されるよう管理計画を定めて適切に管理すること。

#### 【水循環】

3 地下水浸透能について雨水流出抑制計画書を引用しているが計画地には緑地も存在していることから、緑地についても評価すること。

また、地下水涵養能が維持されるよう、雨水浸透施設を適切に管理すること。

#### 【生物・生態系】

4 調査範囲が武蔵野の森総合スポーツ施設・東京スタジアム会場エリアと武蔵野の森公園会場エリアであることから、エリアごとの調査結果を明らかにし、予測・評価すること。

#### 【緑】

5 計画地内に新たな憩いの場を提供し、周辺の緑への動線が創出され、来訪者に緑と触れ合う場所を提供できるとしていることから、計画地周辺の緑化計画も含めて図などを用いて具体的に示すこと。

以上、5点でございます。

○柳会長 ただいまの説明につきまして、興水委員、何か補足はございますでしょうか。

○興水委員 これも前から御承知のように、この場所は調布飛行場等の施設の跡地でございます。



ます。また、東京スタジアムのほうは既に建設済みで供用が開始されているということで、新たにスタジアムをつくる、隣に総合スポーツ施設をつくるという複雑な計画になっているところでございます。

そういう意味からしても、先ほどのオリンピックスタジアムと比べますと、緑あるいは生態系という意味ではほとんどないところ、そこに新たな施設をつくって、緑を回復させ、さらに生態系を充実させる。そういう読み方ができるところでございます。

そういう観点から、今、御説明をいただきました生態系についても、今後どのように生物生態系を充実させるか、そのためにどのような計画になっているかを具体的に明らかにしてくださいという趣旨の指摘を全ての項目について書いてあるわけでございます。

特に、少し話が広がってしまうのかもしれませんが、緑については計画地周辺の緑化計画も含めてということもあえて書かせていただきました。それは緑あるいは生態系を充実させる必要があることからということで、あえてそういう指摘も含めて書いたというわけでございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。何か御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、「生物の生育・生息基盤」「水循環」「生物・生態系」「緑」につきましては、ただいまの指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に「アメニティ・文化」のうち小項目の「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」について審議を行います。

こちらも興水委員に検討をお願いしております。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 「アメニティ・文化」の「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」について読み上げさせていただきます。資料は4-2でございます。全部で3点です。

#### 【自然との触れ合い活動の場】

1 周辺への自然との触れ合い活動の場までの利用経路が充実するとしていることから、この利用経路について、計画地内の動線計画も含めて明らかにすること。

**【歩行者空間の快適性】**

2 暑さ指数（WBGT）について、予測条件及び算出過程を明らかにすること。

3 日影のない直射日光下では熱中症が全ての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルになると予測されていることから、歩行者空間の暑さ対策により一層努めること。

以上3点でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

奥水委員、ただいまの説明につきまして、補足をお願いいたします。

○奥水委員 この計画案の内容はメインアリーナとサブアリーナ等と、西競技場という施設がつくられることになっておりまして、内容的には先ほどのスタジアムに比べますと規模が小さいということであって、実は中身的にはそれほど変わらない。そういう意味で、評価書案の内容も、このアメニティ・文化に関する項目の内容はほぼ同じ内容が書かれております。そういう意味では指摘事項も同じということで、足りない部分を補ってくださいと、そういう趣旨の意見を申し上げました。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、「自然との触れ合い活動の場」と「歩行者空間の快適性」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に「温室効果ガス」の小項目の「温室効果ガス」と「エネルギー」について、審議を行います。

この項目は、野部委員に検討をお願いしております。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 項目の「温室効果ガス」「温室効果ガス」と「エネルギー」の2点につきまして、説明いたします。資料は4-3でございます。全部で3点でございます。

**【温室効果ガス】**

1 予測の根拠となる類似施設の実績について、当該施設の改修前の実績値を用いていることから、改修後の実績値を用いて予測すること。

**【エネルギー】**

2 予測に用いた類似施設の実績値が、建築物エネルギー消費量調査報告におけるスポーツ

施設のエネルギー原単位と比較して大きいことから、より一層のエネルギー使用量の削減に努めること。

【温室効果ガス、エネルギー共通】

3 コージェネレーションシステム等の導入により温室効果ガスの排出量及びエネルギーの使用量が削減されると予測していることから、それぞれの設備の規模を具体的に記述すること。

以上3点でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

野部委員、ただいまの説明につきまして、何か補足はございますでしょうか。

○野部委員 若干補足を申し上げたいと思います。

1番目の項目につきましては、予測の根拠となる類似施設というのが東京体育館を挙げていただいています。これは3年前に改修しております、その改修の内容は現在における標準的な省エネ改修かと思っておりますので、それをベースに今後の予測をしていただきたいということでございます。

2番目につきましては、これは今の1番目と関連するのですが、建築物エネルギー消費量調査報告というのは平成24年度の値を使っているんですが、それよりも少し大きいということになりますので、より一層の省エネをお願いしたいということでございます。

3点目につきましては、コージェネレーションというのは発電と熱の供給を同時にやるシステムでございますが、これを導入して年間で300tの二酸化炭素排出量を削減するという予測になっております。これは運用によっていろいろ変化するものでありますが、少し設備の規模などを書いていただくと分かりやすいかと思っております。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかの委員、何か御意見はございますでしょうか。

温室効果ガスの排出量の算定報告公表制度は温対法で唯一の報告義務を課しているもので、それ以外に余り温対法としては効果的な施策がないような気もするのですけれども、これは毎年度報告ということで、それは最新の報告公表内容を用いて、それで評価をなさという御指摘なのでしょうか。

○野部委員 報告のシステムそのものを私は余り詳しく知らないのですけれども、この段階では、これは評価書をおまとめいただいた段階では、少し具体的な物事が決まっていなかつ

たかもしれないのですが、今としては少し具体的な検討をされているはずなので、その辺を盛り込んでいただきたいという趣旨でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にほかに御意見がないようですので、この「温室効果ガス」と「エネルギー」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

引き続き、大項目分類の「社会・経済」項目の審議を行います。「社会・経済」項目のうち、中項目「土地利用」の小項目「土地利用」についてですが、この項目につきましては、興水委員に検討をいただいております。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 「土地利用」について、説明いたします。資料は4-4でございます。

「土地利用」につきましては1点でございます。

#### 【土地利用】

事業の実施に伴い計画地の土地利用は、全てスポーツ・興業施設となることから、現況と将来の土地利用状況の変化について具体的に図示すること。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、興水委員、何か補足はございますでしょうか。

○興水委員 意見の趣旨は先ほど来ほかの項目で申し上げているとおりでありまして、同じでございます。将来の変化について具体的に図等を使って説明してくださいという御意見を申し上げました。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかの委員、何かこの点について御質問はございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、「土地利用」につきましては指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

武蔵野の森総合スポーツ施設の項目別審議は以上でございますけれども、よろしいでしょうか。

本案件の項目別審議はこれにて終了いたしましたので、引き続き総括審議を行います。

事務局から、説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 お手元の資料5をご覧ください。

オリンピックスタジアムの場合と同様に、6月12日と本日合わせて項目別に御審議いただいた内容を資料5のとおり取りまとめてございますので、読み上げさせていただきます。オリンピックスタジアムの場合と同様に、項目別事項のうち本日項目別審議をいただいたものにつきましては、読み上げを割愛させていただきますので御了承ください。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会武蔵野の森総合スポーツ施設実施段階環境影響評価書案について（意見）」

## 第1 審議経過

本評価委員会では、平成27年3月25日に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会武蔵野の森総合スポーツ施設実施段階環境影響評価書案」（以下「評価書案」という。）について、意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は、付表のとおりである。

一番後ろについていますけれども、後ほどご覧ください。

続きまして、

## 第2 審議結果

評価書案は、おおむね「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

### 1 総括的事項

武蔵野の森総合スポーツ施設は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリンピック・パラリンピック競技大会」という。）の招致決定前から建設が計画され、平成26年2月に着工したことから工事中の影響については、本評価書案において予測評価は行わず、フォローアップで確認することとしている。

については、工事中の環境保全措置に留意するとともに、適切なフォローアップを実施されたい。

また、本評価書案がより一層分かりやすいものとなるよう、現地調査結果の詳細、予測の基礎となる条件、算出過程等、基礎情報について整理されたい。

## 2 項目別事項

### (1) 【主要環境（大気等）】

（大気等）

現地調査結果の詳細、排出ガスの変換式の詳細等、予測の基礎となる条件、算出過程等を明らかにすること。

(2) 生態系については割愛いたします。

続いて、

### (3) 【生活環境（日影）】

（日影）

日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等に日影線がかかることから、天空写真を用いて日影時間の変化について具体的に示すとともに、冬至日以外の日の日影についても予測・評価すること。

### (4) 【アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】

（景観）

自然豊かな環境が引き立つよう「素材色」と「ニュートラル色」を基本とした色彩とする計画としていることから、色彩計画の内容について具体的に記述すること。

自然環境と触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性については読み上げを割愛いたします。続きまして、

### (5) 【資源・廃棄物（水利用、廃棄物）】

（水利用）

水利用計画について雨水と中水の用途別利用量等の詳細を明らかにすること。

（廃棄物）

設備等の持続的稼働における廃棄物の予測結果について、廃棄物の種類ごとに、排出量、再資源化量及び再資源化率を分かりやすく記述すること。

また、目標とする再資源化率を「調布市一般廃棄物処理基本計画」から47%と設定しているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーとなる施設であることから、より高い目標値を検討すること。

(6) 【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】、こちらについては読み上げを割愛いたします。

続いて (7) 【土地利用（土地利用）】、こちらについても読み上げを割愛いたします。

(8) 【安全・衛生・安心（安全、消防・防災）】

（安全）

当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーとなる施設であることから、高齢者や障害者を含むすべての人が安全かつ円滑に施設を利用できるよう、より一層努めること。

（消防・防災）

避難場所である「調布基地跡地運動広場及び大沢総合グラウンド一部」へ容易に避難できる経路が確保されている計画としていることから、この避難経路について図などを用いて具体的に示すこと。

(9) 【交通（交通安全）】

（交通安全）

計画地に隣接して大規模施設が存在することから、周辺地域の施設管理者等と十分に連携を図り、より一層の交通安全の確保に努めること。

最後に付表がついてございます。読み上げは割愛させていただきます。

以上でございます。

○柳会長 ただいまの意見案について、何か御質問がございましたら、お願いいたします。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 史跡・文化財を担当しております、今回選定されていないので、もちろん結構なのですけれども、選定しなかった項目及びその理由のところ、埋蔵文化財の発掘の通知を行っており、埋蔵文化財調査は終了していると。大変結構なことなのですが、私のこれまでの経験によりますと、本体工事のところはきちんと調査するのですが、最後になりまして、外構工事といいますか付帯設備、そういうもので結構掘り返したりすることがあったのでございますけれども、そういうところも留意されて、もし遺跡がありそうなところを掘る場合には必ず地元の教育委員会に連絡されて、十分に注意していただきたいと考えております。それは口頭だけで結構かと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま寺島委員から御指摘の点については、事務局から指導をしっかりとするようにお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がほかにないようですので、ただいま事務局が朗読した案文のとおり、本委員会の意見としたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

事務局で意見書のかがみを配付をお願いいたします。

それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今、配付されました資料を読み上げさせていただきます。

27東環評第2号

平成27年6月22日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会武蔵野の森総合スポーツ施設実施段階環境影響評価書案について（意見）

平成27年3月25日付26環都環第677号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙は資料5から（案）を取ったものでございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま朗読しましたとおり、評価委員会意見を東京都環境局長に提出することといたします。

以上で本日の審議予定は全て終了いたしました。ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、これもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。



きます。どうもありがとうございました。

(午前11時37分閉会)